

お知らせ！



本年度も利子補給制度の申請の時期となりました。
商工会にて取りまとめて申請しますので、新規に利子補給金の交付を申請する事業所につきましては平成29年1月13日（金）までに商工会までご連絡下さい。 【☎242-0733】

合志市中小企業者店舗等近代化融資金利子補給制度

概要

店舗の新築、改修、業務に関する備品購入等に関して、所定金融機関からの借入に対し700万円、利率8%を限度として36ヶ月分の利子補給を行う。
初年度申請の際に審査会を開催し、その後は年度末に1回の支払。
商工会を經由して申請。

条件

市内に在住し、市内において引き続き3年以上営業するものであって、常時使用する従業員数が20名以下の個人又は法人。

金融機関

政府系金融機関 肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫
熊本中央信用金庫、熊本県信用組合 熊本県商工業経営安定事業協同組合

利子補給の対象となる融資限度額

個人又は法人 700万円 組合 1,000万円

申請方法

商工会を經由して市へ申請。

提出書類【商工会で準備しております】

- 1 利子補給交付申請書（第7条関係様式第1号）
- 2 事業計画書（第7条関係様式第2号）、収支予算書、事業施工箇所見取図設計図書及び見積書（領収書）
- 3 融資証明書
- 4 納税証明書

- ① 図面・写真
- ② 請求書・領収書（振込受付書のコピー）
- ③ 市民税納税証明書（平成28年分）
- ④ 償還表